

明石市立明石小学校他 15 校大型提示装置整備業務委託仕様書

1 概要

明石市立明石小学校他 15 校において、常設型プロジェクター等を設置する。

2 導入機材

名称	総個数
① 常設用プロジェクター (インターフェースボックス及び設置に係る配線、取付金具等を含む)	271
② キャスト	271
③ マグネットスクリーン	271

※ 設置教室数は上記の①の台数と同じ。設置校数は合計 16 校の予定
(うち 1 教室のみ設置が 1 校ある予定)

※ 全体配置は別紙 1 のとおり、また、教室の現状例は別紙 2 参照のこと。

3 導入する各機材の仕様等について

以下の参考品以外で入札する場合は、必ず財務室契約担当に、4 月 17 日午後 1 時まで
にカタログ等を持参又は FAX (078-918-5153) で提出すること。

なお、FAX を送信した場合は、必ず財務室契約担当へ電話 (078-918-5012) し、FAX
着信の確認を行うこと。

同等品の適否は、質問回答日 (4 月 19 日) 午後 1 時までに財務室契約担当から電話に
て回答する。同等品の承認を受けていない物品で入札した場合は無効となります。

① 常設用プロジェクター

参考品	EPSON EB-725WI (本体) <専用取付金具を含む>
付属する参考品	ELPCB03 (インターフェースボックス)
本体に求める仕様	<p>【プロジェクター本体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内メーカー製であること ・電子ペンを付属させること ・その他標準付属品全て必要 ・スピーカー16W 以上であること ・映像入力について HDMI、RCA が対応していること ・PC からの制御入力が可能であること ・コントラスト比 2,500,000 : 1 以上であること ・湾曲補正ができること

	<ul style="list-style-type: none"> ・光源がレーザーダイオードであること ・明るさ：4,000ルーメン以上であること ・3LCD方式 ・解像度 WXGA 対応であること ・参考品と同程度の超短焦点モデルであること ・パソコンに接続不要で電子黒板機能があること ・パソコンに接続不要でホワイトボード機能、マス目表示機能、タイマー表示機能が使えること ・下記②のワイヤレスミラキャストレシーバーと接続してキャスト可能であること <p>【インターフェイスボックス】</p> <p>以下の配線を本体と行い、入力が可能であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・USB、HDMI、RS232C、RCA、音声端子
--	---

② ワイヤレスミラキャストレシーバー

参考品	ELMO CAST 7200
求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・マルチ OS 対応であること (iOS 必須) ・専用アプリが不要であること ・フル HD 出力において 60fps 相当で出力可能であること

③ マグネットスクリーン

参考品	IZUMI WOL-GX72V
求める仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・比率 16 : 10 で 72 インチの投影が可能であること ・1552mm×970mm程度であること (高さは概ね 1,000mm以内であること) ・横巻き取り式であること ・巻き取りケース一体式であること

4 現地確認について

現地確認を希望する者は、下記に従い確認すること。なお、現地確認は任意のため、不要である場合は現地確認の必要はない。

① 4月13日午後3時までに下記へ連絡すること。

担当者 明石市教育委員会 あかし教育研修センター 井口・森・福田
連絡先 078-918-5814

② 当市が指定する1校のみとし、凡そ1時間程度を目安とする。

③ 確認可能日時は別途調整のうえ連絡する。

- ④ 基本的に授業終了後の時間とするが、授業中の教室の出入りや授業を妨害する行為は禁止する。
- ⑤ 確認時、教職員に入札に係る質問をする行為は禁止する。

5 施工方法・設定

以下のとおり施工・設定を行うこと。

施工に際してその他の部品等が必要になる場合は、受注者において調達することとし、その費用は見積に含めること。また、学校の教育活動に支障が出ないように、最大限の配慮を行うこと。

- ① 契約後、設置する全教室の設置点検を早急に行うこと。なお、点検は原則として平日の放課後に行うこと。
- ② 本体及び取付金具等は決して落下を起こさないよう、確認を複数回行う等の細心の注意を払って設置すること。
- ③ プロジェクターは教室前面の黒板上部に設置することとし、専用の壁掛け金具を用いて、同時に調達するマグネットスクリーン上に映写できる程度の大きさで黒板等に投影可能な位置に設置すること。また、金具は構造部材にアンカーボルト等で強固に取り付けること。なお、掲示物については取り外しを学校側にて行う。
- ④ 構造部材に直接取り付けることが困難であり、他の工法によっても強固な取り付けを行うことができないため、安全上プロジェクターを設置することが不可能であることが判明した場合は、教育委員会と対応について協議すること。
- ⑤ インターフェイスボックスは、黒板等の壁面（幅がなく取付困難の場合は備え付けロッカーの側面等）、もしくは下部に各学校と詳細位置の協議を行ったうえで取り付けること。（取付金具、取付費用も含めて費用に含めること）
- ⑥ プロジェクターとインターフェイスボックスは、**USB×1、HDMI×1、RS232C×1、RCA×1、音声端子×1**以上を最低限接続させること。
また、当該接続に伴う配線も費用に見込むこと。ただし、各配線数は、プロジェクター本体及びインターフェイスボックスのポートに合わせ、接続可能最大数を接続させること。

例①：HDMIポートがインターフェイスボックスに2回路、プロジェクターに3回路ある場合⇒HDMIを2本配線

例②：USBポートがインターフェイスボックスに3回路、プロジェクターに2回路ある場合⇒USBを2本配線
(ただし、ワイヤレスミラキャストレシーバー接続に必要なポートがある場合は、当該分を除き、最低1本は配線させること)

- ⑦ 教室前面もしくは側面に電源コンセントがあるため、そこより電源を取り、モール等を張ること。また、コンセントが他の機器の使用のため埋まっている場合はタップ

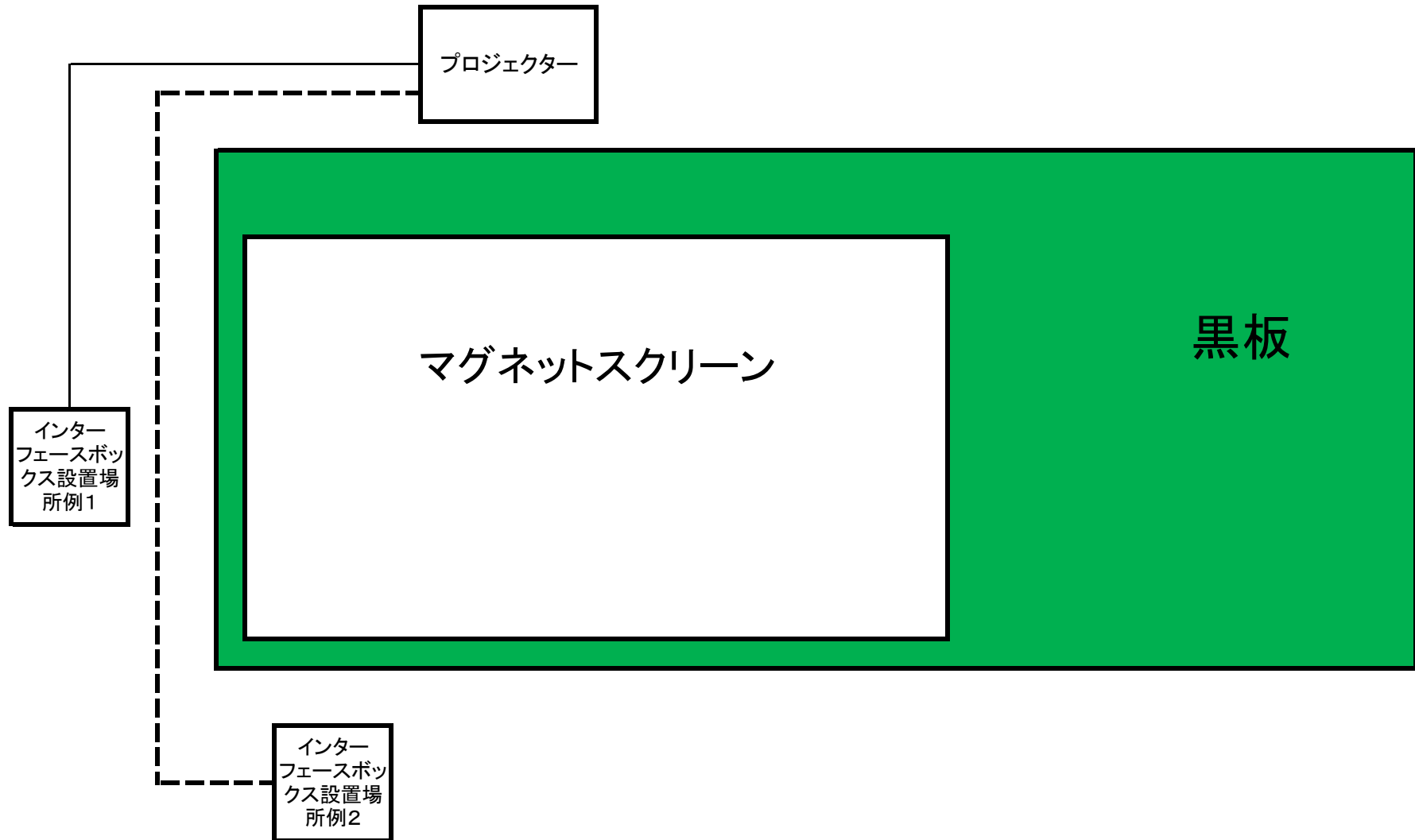
等で増設し、必要に応じて延長すること。なお、GIGA スクール構想に伴い導入した電源を可能な限り優先して使用すること（施工費・材料費は経費に見込むこと）。

- ⑧ 各配線はモール等で保護を行うこと。
- ⑨ 配線を黒板等の裏に廻す等、必要に応じて別紙1レイアウト設置と異なる配線を行う場合は、発注課と事前協議を行ったうえで許可を得ること。
- ⑩ プロジェクター設置教室については、契約後に図面にて指示する。
- ⑪ プロジェクターはすぐに使用可能となるよう調整設定を行うこと。
- ⑫ ワイヤレスミラキャストレシーバーは、プロジェクター本体に接続させること。また、落下しないよう対策をとること。
- ⑬ ワイヤレスミラキャストレシーバーは、当市が指定するネットワークに無線接続させること。
- ⑭ 機器の接続完了後、すべての機器が正常に動作するか確認を行うこと。
- ⑮ ワイヤレスミラキャストレシーバーの MAC アドレスのリストをデータで提出すること。
- ⑯ プロジェクターの基本的な使い方の講習を行うこと。※
※ 概ね 30 分程度×各校 1 回（計 12 回）の対面を想定。ただし、オンラインによる一斉対応についても協議可とする。
- ⑰ 各機器のメーカー保証期間中は、修理もしくは交換の受付を無償で行うこと。
- ⑱ 具体的な設置日・設置教室については、教育委員会あかし教育研修センター及び各学校と綿密に調整を行うこと（原則として、夏季休業中に設置を進めること）。

6 契約期間

契約日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日

レイアウト配置例



教室一例

教室例 1 - ①



教室例 1 - ②



教室例 2 - ①



教室例 2 - ②



教室例 3 - ①



教室例 3 - ②

